

## リニア中央新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定について

長野県環境部水大気環境課

## 目 的

現在建設が進められているリニア中央新幹線の沿線地域について、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型指定を行い、新幹線走行により発生する騒音から生活環境の保全を図ります。

## 環境基準とは

- 環境基本法第 16 条第 1 項において「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定義されています。
- 行政機関が環境対策を実施するに当たり、どの程度の環境レベルを目標とするか定めたもので、規制基準とは異なり、基準を超過したことによる罰則等はありません。
- 大気、水質、地下水、土壌及び騒音に関して設定されています。

## 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

当てはめる地域の区分		地域類型	基準値
主として住居の用に供される地域		Ⅰ	70dB 以下
都市計画法の用途	低層住居専用地域、中高層住居専用地域、 住居地域、準住居地域など		
用途地域以外	上記に相当する地域		
商工業の用に供される地域等Ⅰ以外の地域であって 通常的生活を保全する必要がある地域		Ⅱ	75dB 以下
都市計画法の用途	商業地域、工業地域など		
用途地域以外	類型Ⅰ指定地域以外の区域で住居がある地域		
都市計画法の用途	工業専用地域	指定 しない	
用途地域以外	河川区域、山林、原野、農用地等の住居がない地域		

## 環境基準の適用について

- 新幹線騒音に係る環境基準は、環境省が地域の類型ごとに基準値を定めます。県は類型を当てはめることが必要であると認められる地域について、指定を行います。
- 指定を行った地域において、鉄道事業者等は開業時に直ちに環境基準を達成されるよう努めることとされています。

- 北陸新幹線について、県では毎年、鉄道騒音の測定を行っています。  
環境基準が未達成の地域については、環境基準が達成されるよう、鉄道事業者等に対し効果的な騒音防止対策を講じることを要請しております。

**リニア中央新幹線に係る環境基準の類型指定について**

- 県ではリニア中央新幹線の沿線地域について、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型指定を行うための方針を定めるため、今年度、長野県環境審議会リニア中央新幹線騒音専門委員会を設置しました。

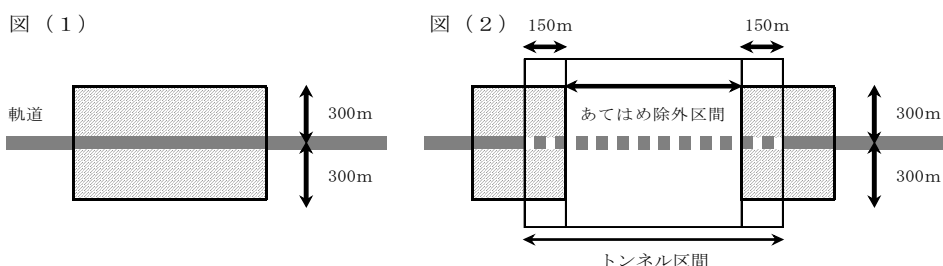
- リニア中央新幹線騒音専門委員会における検討内容

(1) 類型指定の指定幅

- ・軌道の中心からの範囲
- ・トンネル区間の設定

※(参考) 北陸新幹線

- ・軌道中心から両側それぞれ 300m の範囲を対象
- ・トンネル区間は指定しない(ただし、トンネルの出入口からトンネルの中央部方向に 150m の区間は対象)



(2) 用途地域が無指定の地域の類型指定

類型指定検討地域は、リニア中央新幹線が地上を走行する飯田市(都市計画法に基づく用途地域を除く)、喬木村及び豊丘村の沿線地域。

※大鹿村小渋川橋梁周辺にも地上走行部が予定されているが、当該地区には住居がない。

- 専門委員会の検討結果を基に環境審議会から答申を受け、環境基準の地域類型指定を行うための方針を定めます。

- 環境基準の地域類型指定は、来年度以降を予定しています。

**他県の状況**

沿線県	地上走行区間	指定幅	類型指定時期
神奈川県	2箇所 1.3km	400m	H30. 11
山梨県	16箇所 27.1km	400m	未定
岐阜県	9箇所 6.5km	400m	H30. 4

※東京都、静岡県、愛知県については、地上走行部がないため、地域類型の指定は行わない。